

2015.07.31 現在の案です。(今後の検討により、内容が変更になる場合もございます。)

基本計画の構成 (案)

1. はじめに
2. 基本構想の概要
3. 新庁舎建設の基本理念
4. 新庁舎の整備方針
5. 新庁舎の組織
6. 新庁舎の構成
7. 既存庁舎の取扱い
8. 市の概要と関連計画
9. 建設計画地
10. 敷地利用計画
11. 事業方法
12. 財源と概算事業費
13. スケジュール

3. 新庁舎建設の基本理念

(1) 基本理念

新庁舎は、将来を見据え、時代のニーズに呼応した行政サービスを適切に提供することができる環境を整備する必要があります。

さらに、まちづくりの拠点として、また、市民の安心・安全を守るための防災拠点としての役割も担う必要があります。

そのため、基本計画では、基本構想で示した新庁舎建設における基本的な方向性を踏まえ、新庁舎建設の基本理念を「まちづくりと防災の拠点となる那須塩原市のシンボル」とします。

「まちづくりと防災の拠点となる那須塩原市のシンボル」

(2) 基本方針

新庁舎建設に当たっては、基本構想における既存本庁舎の課題や新庁舎に求められる機能、新庁舎建設における基本的な方向性を十分に踏まえた上で、次の5つの項目を基本方針とします。

① 親しみやすい便利な庁舎

市庁舎は、多くの市民が来庁する場所であることを踏まえ、新庁舎では、市民の利便性の向上を図り、誰もが安全で快適に利用できる庁舎とするため、ワンストップ窓口の整備、バリアフリー及びユニバーサルデザインの積極的な導入を目指します。

あわせて、行政ニーズの多様化や社会情勢の変化などに伴う組織再編など将来を見据え、新庁舎建設後においても、将来の変化に柔軟な対応が可能な効率的な行政運営ができる庁舎を目指します。

② 交流によるまちづくりの拠点となる庁舎

地方分権の進展に伴い、近年は、地域特性を活かし、市民と行政が一緒にまちづくりに取り組んでいく行政運営が求められております。本市では、第1次総合計画後期基本

計画の基本理念の1つに「市民との協働によるまちづくり」を掲げ、事業を推進しております。

将来に向けた市民との協働によるまちづくりを積極的に推進していくため、市民が集い、市民と市民、市民と行政の交流が深まる仕組みを構築し、一体的なまちづくりの拠点としての役割を担う庁舎を目指します。

あわせて、人口が減らないまちづくりを推進するため、市の魅力や地域情報を市内外に発信するとともに、国土利用計画那須塩原計画や都市計画マスタープランなどとの連携を図り、庁舎周辺に様々な施設を誘致することを目指します。

③ 防災の拠点となり、市民の安心・安全を守る庁舎

東日本大震災をひきおこした東北地方太平洋沖地震は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、これまでの自然災害での規模を遥かに超えた未曾有の大地震でした。この大地震を境に、市民の安全や安心に対する意識は格段に高まっています。

また、災害対策基本法が一部改正され、災害時に市が担うべき役割は、以前と比べより大きなものとなってきています。

新庁舎の建設に当たっては、いつ発生するか分からない地震などの自然災害から市民の安心・安全を守るため、災害時に備えた防災機能の充実した庁舎を目指します。

なお、平時、災害時を問わず、市民の個人情報等を守るため、充実したセキュリティ機能の整備を目指します。

④ 環境に配慮するとともに経済的で効率的な庁舎

地球温暖化防止対策への意識が高まる中、低炭素社会の実現に向け、地方自治体としても環境への配慮に率先して取り組み、貢献することが求められています。

そのため、新庁舎の建設に当たっては、二酸化炭素排出量の削減や環境負荷の低減などを積極的に推進することを基本とします。その上で、ライフサイクルコストの低減を図り、効率的な維持管理ができる庁舎を目指します。

くわえて、建築のデザインは、周辺環境及び周辺景観と調和がとれたデザインを目指します。

また、本市の将来像である「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」の実現に寄与するため、緑化の推進を図り、市民がゆとりとやすらぎを感じることができる空間を整備した庁舎を目指します。

⑤ 市民に開かれた庁舎

平成11年に成立した地方分権一括法により、地方自治体が有する権限が拡大し、地方自治体は、自らの判断と自らの責任において、自主的かつ総合的に時代の変化や時代のニーズに対応したより、高度な公共サービス、質の高いきめ細やかな行政サービスを提供することが求められています。

そのため、情報通信技術（ICT）を活用し、市民の求めに応じたより高度で柔軟な行政サービスの提供を目指します。

また、政策形成の過程においては、市民と行政との連携、協力がより強く求められていることから、市政に関する情報発信を積極的に行っていく必要があります。

そのため、市民が庁舎に来庁した際には、市政を身近に感じ、市政や議会活動に興味や関心を持つことができる庁舎となるよう、市政情報や議会活動の情報などを可視化することを目指します。

■ 基本方針の具体的な項目

① 親しみやすい便利な庁舎

- 窓口サービスの利便性向上
- バリアフリー及びユニバーサルデザインへの配慮
- 将来の変化にも柔軟に対応できる庁舎

分散している機能を集約し、ワンストップ窓口を整備することで、市民の利便性の向上を図ること、また、バリアフリーへの対応やユニバーサルデザインを導入することで、市民が安全・快適に利用できる庁舎を目指します。さらに、将来の変化にも柔軟に対応できる庁舎を目指します。

② 交流によるまちづくりの拠点となる庁舎

- 市民交流スペースの配置
- 生活利便施設の配置・誘導

市民交流スペースの配置に加え、軽食堂などを設置することで、市民が気軽に庁舎に立ち寄ることが可能となる庁舎を目指します。また、各種計画との連携を図り、庁舎周辺に様々な施設を誘導することで、市街地形成の推進を目指します。

③ 防災の拠点となり、市民の安心・安全を守る庁舎

- 災害対策本部機能の強化
- 災害時における拠点機能の充実
- セキュリティ機能の強化

高い耐震性を有し、災害時にも迅速に対応することが可能となる独立電源、通信回線の二重化、水の備蓄、雨水を有効に利用できる機能などを整えた庁舎を目指します。

また、市民の個人情報等を守るため、充実したセキュリティ機能の整備を目指します。

④ 環境に配慮するとともに経済的で効率的な庁舎

- 環境負荷及びライフサイクルコストの低減

- 周辺景観への配慮及び緑化の推進

省エネルギー、「太陽熱」、「燃料電池」などを積極的に推進することを基本とし、ライフサイクルコストの低減を図り、効率的な維持管理運営ができる庁舎を目指します。また、緑化の推進を図り、市民がゆとりとやすらぎを感じることができる空間の整備を目指します。

⑤ 市民に開かれた庁舎

- 情報通信技術（ICT）の有効活用

- 議会施設の充実

情報通信技術（ICT）を活用し、市民に分かりやすい情報発信・情報提供、市民の求めに応じた柔軟な行政サービスの提供を目指します。

また、市民が、市政を身近に感じ、市政や議会活動に興味や関心を持つことができる環境を整備した庁舎を目指します。

4. 新庁舎の整備方針

① 親しみやすい便利な庁舎

◆ 窓口サービスの利便性向上

(整備方針)

- ・ 住民票や戸籍、市税などの証明書の受付及び発行は、1か所で済ませることができるワンストップ窓口を整備します。
- ・ ライフイベント（出産・死亡・転入・転出など）に関する各種申請及び届出の手続きは、手続をなるべく1か所で済ませられることができるワンストップ窓口を整備します。
- ・ 各種申請及び届出、証明書の発行など、市民の利用が特に多い窓口は、低階層に集約します。
- ・ 業務に関連が深い部署を1つのフロアに集約の上、隣接して設置します。
- ・ 分散している本庁機能を新庁舎に集約します。
- ・ ゆとりのある窓口カウンターを基本とし、来庁者が使いやすいように整備します。
- ・ 正面玄関付近に総合案内窓口を設置し、1階には、来庁者の目的を聞き的確に対応できるフロアマネージャーを配置します。
- ・ 窓口カウンターは、来庁者のプライバシー等を保護するため、仕切りを設けた上で、ゆとりのあるスペースを計画します。
- ・ 来庁者が安心して相談できる環境を整備するため、個別相談スペースを設置します。

◆ バリアフリー及びユニバーサルデザインへの配慮

(整備方針)

- ・ 新庁舎は、バリアフリー新法（平成21年6月21日施行）、栃木県のひとにやさしいまちづくり条例（平成11年10月14日栃木県条例第25号）及び官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日、国営整第157号国営設第163号）を準拠するものとします。
- ・ 案内表示は、文字の大きさや色彩などに配慮し、来庁者にとって行きたい窓口が一目で分かるよう、案内表示を整えます。
- ・ 年齢、国籍などを問わず、誰もが分かりやすい案内表示を採用します。
- ・ 誰もが安全に通行できるよう、通路の幅、手すり、階段の段差などに十分配慮します。特に、多くの人が集まるスペースや往来の多い廊下などは、十分な広さを確保します。
- ・ お子様をお連れの方も安心して来庁できるよう、キッズスペースや授乳室を整備します。
- ・ 各階に多目的トイレを設置します。なお、多くの来庁者が訪れる低階層部には、オストメイト対応の多目的トイレを設置します。
- ・ 玄関付近に障害をお持ちの方や妊産婦の方用の駐車場を設置し、庁舎入口までのスムーズな動線を確保します。
- ・ 上下階の移動がスムーズに行えるよう、適切にエレベータや階段などの昇降設備を配置します。

◆ 将来の変化にも柔軟に対応できる庁舎

(整備方針)

- ・ 執務空間は、組織機構改変に伴うOA機器や事務机等のレイアウト変更などにも柔軟に対応できるよう、間仕切り壁を設けず、フリーアクセスフロアを基本とします。
- ・ 市民のプライバシーや個人情報を適切に管理するため、窓口スペースと執務スペースの境を明確に分けることとします。
- ・ カウンターや壁面を利用した収納庫を整備します。
- ・ 各フロアの必要数に応じて、書庫及び倉庫を設置します。
- ・ 各フロアに簡易な打ち合わせや作業に使用するスペースを設けます。
- ・ 各フロアの会議室は、使用人数に応じて、間仕切り等で分割使用が可能なものを基本とします。
- ・ 様々な利用方法に対応できる様、各会議室に庁内LAN環境を整備します。
- ・ キャスター付きの机やいすを活用し、柔軟かつ効率的に使用できるようにします。
- ・ 職員が予約なしで容易に使用できるオープンな打ち合わせスペースを設けます。
- ・ コピー機、シュレッダー、リサイクルボックス、物品などのフロア内共有機器は可能な限り集約します。
- ・ 職員数や男女数の増減に応じ柔軟に対応できる更衣室を効率的に配置します。

② 交流によるまちづくりの拠点となる庁舎

◆ 市民交流スペースの配置

(整備方針)

- ・ 市民交流スペースは、市民が使いやすいように休日や夜間も利用できるよう考慮して配置します。
- ・ 市民交流スペースは、地場産材などを活用するなど、地域の特色を生かした設計を検討します。
- ・ 市民が来庁時に気軽に立ち寄り、懇談などができる軽食堂や喫茶室、談話スペースなどを整備します。
- ・ 軽食堂や喫茶室は、民間企業や障害者団体等が運営することを視野に入れた検討をします。
- ・ 本市が現在取り組んでいるシティプロモーションの一助を担い、市外から来られた方が那須塩原市に住んでみたいと思えるような本市の情報提供コーナーやスペースを検討します。

◆ 生活利便施設の配置・誘導

(整備方針)

- ・ 国土利用計画那須塩原計画や都市計画マスタープランなどとの連携を図り、周辺に生活利便施設を誘導することで、市街地形成の推進を目指します。
- ・ 市役所に来庁した際に、一度で多くの用事が済ませられるようにするため、コンビニエンスストアの出店や銀行のATMの設置などを検討します。
- ・ 市が実施しているコンビニ交付で取得可能な証明書の種類を増やすことを検討し、利便性向上を図ることを検討します。

③ 防災の拠点となり、市民の安心・安全を守る庁舎

◆ 災害対策本部機能の強化

(整備方針)

- ・ 迅速な初動体制を整えるため、災害等が発生した際には災害対策本部として、情報の収集、分析、発信の機能などを兼ね備えた通信機器やスクリーン等を設置した会議室を設置します。なお、会議室を有効に活用するため、平時の際には、一般の会議室として活用できるように工夫します。
- ・ 災害等が発生した場合においても、災害時の電源喪失を回避し、災害対策本部の機能や災害時の活動に必要な機能を相当期間にわたり維持することができるよう、電源の多重化や自家発電によるバックアップ電力の整備を計画します。
- ・ 各支所、消防本部、警察署、自主防災組織などの機関とスムーズかつ迅速な連携を図ることが可能となるよう、災害対策に必要な防災情報システムや情報通信設備等の整備を計画します。
- ・ 災害対策本部職員及び待機職員が仮眠を取れるスペース等など、長時間の勤務に備えることができる環境を整備します。

◆ 災害時における拠点機能の充実

(整備方針)

- ・ 新庁舎は、大地震後も市民の安全・安心を守る防災の拠点となるように耐震性能を確保します。
- ・ 庁舎は、東日本大震災のような災害が起きた際、救援活動や復旧・復興のために大きな役割を担う拠点となることから、災害時にも対応可能な省エネルギー、「太陽熱」、「燃料電池」などの機能を整備します。
- ・ 電気設備、給排水設備などの建設設備は、耐震性が高いものを採用します。
- ・ 地震の揺れによる被害を防止するため、免震・制震装置などの工法について検討します。
- ・ 災害時に備えた飲料水や食料、毛布、医薬品、土嚢やバリケードなどの資材を保管する物資備蓄倉庫を設置するとともに、避難者を受け入れすることができるスペースを確保します。
- ・ 災害時のトイレ対策として、マンホールトイレシステムを導入します。
- ・ 屋上若しくは敷地内に防災ヘリ及びドクターヘリ用のヘリポートを設置します。

◆ セキュリティ機能の強化

(整備方針)

- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（平成21年6月1日国営設第27号）における性能水準を参考とし、スペースごとにセキュリティレベルを定め、的確にゾーニングすることとします。
- ・ 来庁者用スペースと執務スペースの境については、市役所で取り扱う様々な行政情報及び個人情報保護の観点及び不審者の侵入防止の観点からも、明確にした上で、セキュリティの向上を図ります。
- ・ セキュリティレベルを設定し、カードキーなどによる入退室が行えるように整備します。

【セキュリティレベル（イメージ）】

セキュリティレベル	主な想定スペース等
レベル1： 開庁時間は、だれでも利用可能 (土・日・祝日の利用も含む)	市民交流スペース、日直室、 コンビニ、軽食堂、屋外スペース
レベル2： 開庁時間は、だれでも利用可能 (土・日・祝日の利用は含まない)	窓口スペース、待合スペース
レベル3： 来庁者と職員が利用可能	会議室
レベル4： 職員のみが利用可能	執務スペース、更衣室、倉庫、書庫
レベル5： 特定の職員のみが利用可能	特定諸室、サーバ室

④ 環境に配慮するとともに経済的で効率的な庁舎

◆ 環境負荷及びライフサイクルコストの低減

(整備方針)

- ・ 設計の段階から、ライフサイクルコストを意識し、建設、維持管理、修繕、解体などの各段階に配慮した整備を検討します。
- ・ 経済性、効率性を高め、可能な限り長期間に渡って庁舎や各設備を使用することが可能となるように整備します。
- ・ 建物や設備の長寿命化が図れる建築構造、エコマテリアルを意識した設計を行います。
- ・ 太陽光発電設備や蓄電池の設置による電気料金の低減を図ります。
- ・ LED照明機器の導入による省電力化、また、窓からの自然採光を利用した昼間の照明電力の低減を図ります。
- ・ 地域の特性を活かした冷暖房システム、換気システムの導入等により空調負荷の低減を図ります。
- ・ 雨水貯水槽を設置し、雨水の有効活用を図ります。
- ・ 断熱性の高い材料や構造を採用し、建物への熱負荷低減を図ります。
- ・ 省エネルギーの見える化を図ることで、市民の環境に対する意識向上を図るとともに、市民の環境教育にも活用できるような整備を検討します。

◆ 周辺環境への配慮及び緑化の推進

(整備方針)

- ・ 周辺環境との調和を図り、良好な景観づくりを推進します。
- ・ J R那須塩原駅から眺めることができる那須連山の風景を遮らないよう、また、庁舎からも那須連山の風景を眺めることができるような配置を検討します。
- ・ 周辺の農地及び宅地が日陰とならないよう、周辺の環境に適した配置、植栽等を行います。
- ・ 街灯の設置箇所及び照明の方向等については、周辺の農作物育成に支障が出ないように計画します。
- ・ 本市の将来像である「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」の実現に寄与するため、敷地内の積極的な緑化推進を図り、自然環境や周辺環境との調和を図ります。

⑤ 市民に開かれた庁舎

◆ 情報システム（ICT）の有効活用

（整備方針）

- ・ ICTを活用し、市民が情報収集をしやすいように、市政に関する情報を集約できる仕組みを検討します。
- ・ 情報システムが苦手な方でも最新の情報、知りたい情報が速やかに入手できるよう、誰にでも使いやすい環境を整えます。
- ・ 障害のある方や日本語に不慣れな方などに対応できるよう、タブレット端末などのIT機能・機器を有効に活用する窓口サービスを計画します。

◆ 議会施設の充実

（整備方針）

- ・ 市民交流スペースや自宅などで議会中継が閲覧できるよう、中継・録画設備を整備します。
- ・ 車いすの方が傍聴席まで移動しやすい導線が確保できるように努めます。
- ・ タブレット端末の活用など、ICTを活用した活発な議会運営が行えるように努めます。